

第13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

政令第26条第1項ただし書きの規定による誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分について、次によること。

1 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

(1) 「居室」とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室をいう。

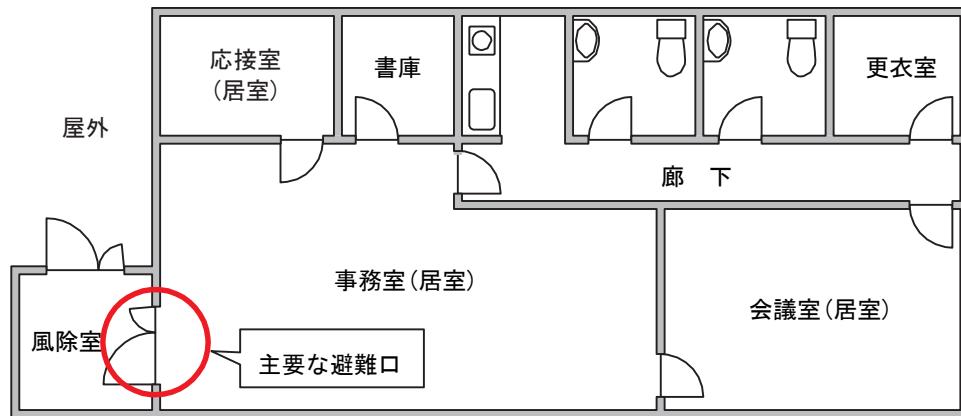
(2) 「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう。

ア 避難階

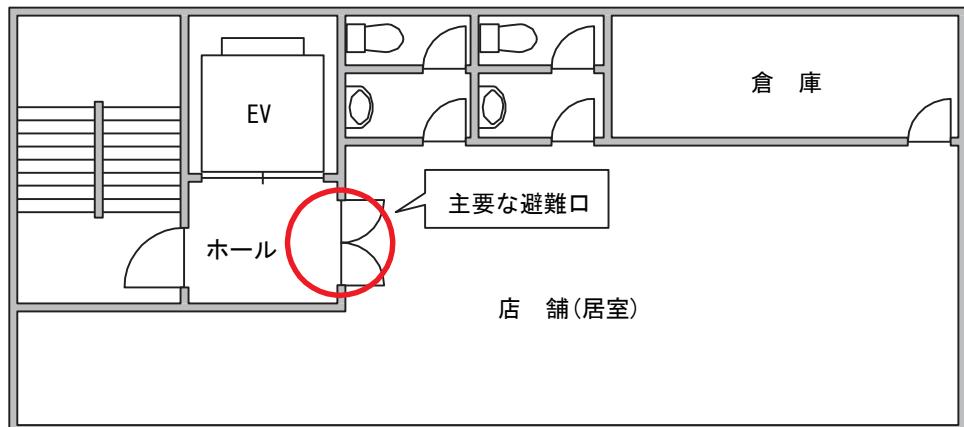
屋内から直接地上に通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）（第13-1図参照）

イ 避難階以外の階

直通階段の出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）（第13-2図参照）



【第13-1図】



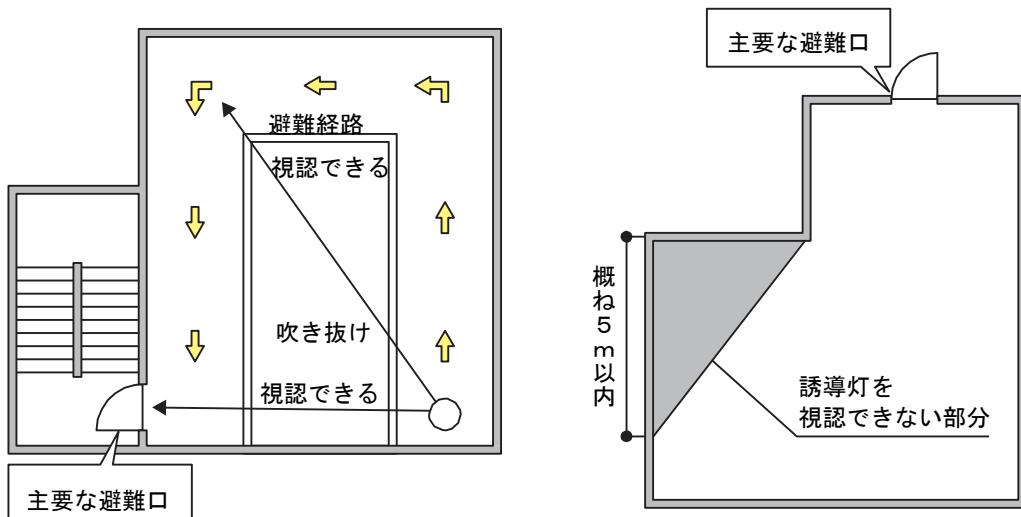
【第13-2図】

(3) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による主要な避難口の視認の障害がないことをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認が必要であること。ただし、避難施設又は誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動（概ね5m以内）することにより主要な避難口を視認できる場合は、この限りでない。（第13-3図参照）

(吹き抜け等がある場合)

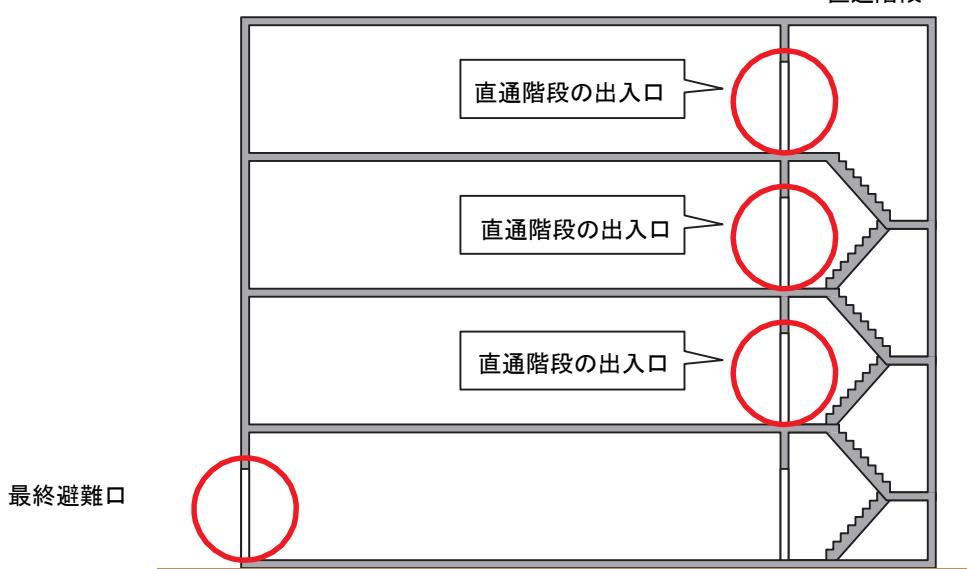
(死角がある場合)



【第13-3図】

- (4) 「最終避難口」とは、屋内から直接地上へ通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）をいう。（第13-4図参照）
- (5) 「直通階段の出入口」とは、地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその付室の出入口をいう。（第13-4図参照）

直通階段



【第13-4図】

2 主要な避難口の部分（省令第28条の2第1項第1号及び第2項第1号関係）

省令第28条の2第1項第1号及び第2項第1号の規定する誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分は、次によること。

(1) 設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 政令別表第1(1)項から(10)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（避難階（無窓階を除く。）にあっては最終避難口、避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）にあっては直通階段の出入口。次のイにおいて同じ。）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては20m以下、避難階以外の階にあっては10m以下であるもの

イ 政令別表第1(1)項から(10)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては40m以下、避難階以外の階にあっては30m以下であるもの

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

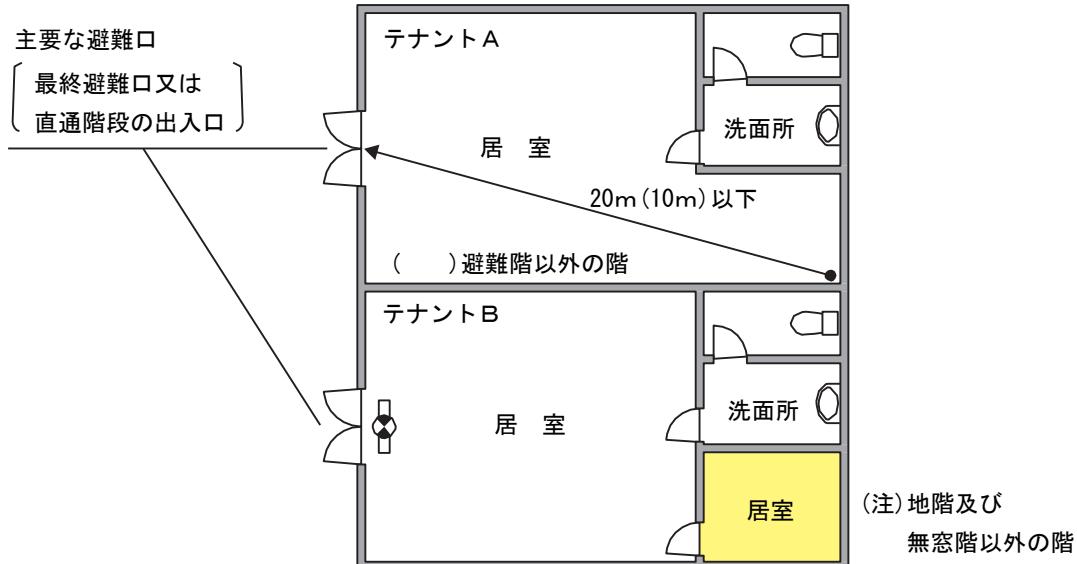
第13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

(2) 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。

(3) 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。(第13-5図参照)

また、省令第28条の2第1項の規定に適合しない階(避難口誘導灯の設置を要する階)について、同条第2項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

(容易に見とおし、かつ、識別することができる階の例)

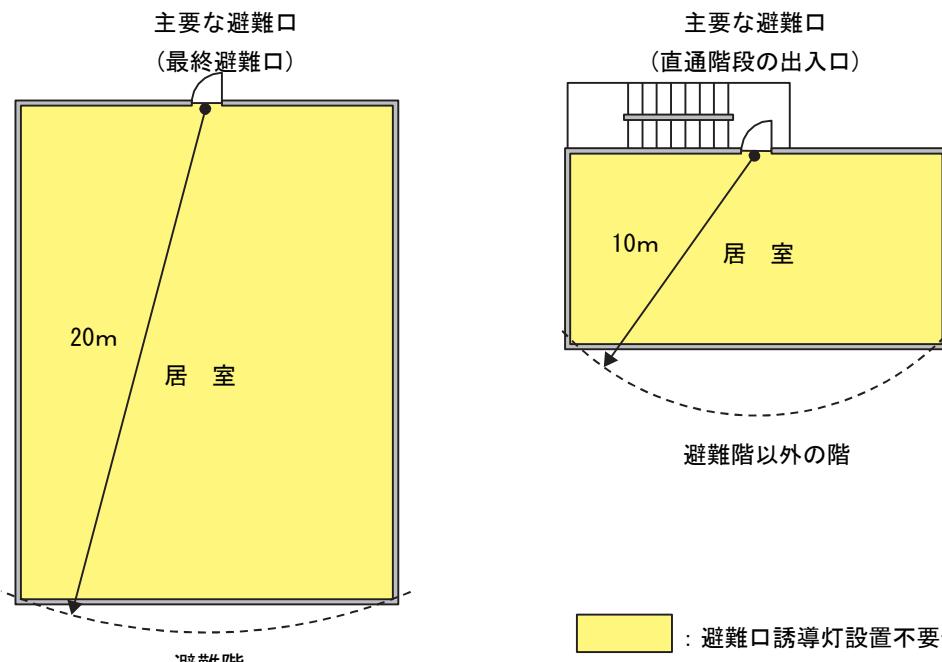


防火対象物の部分(テナントA及びB)ごとに、主要な避難口からの視認性を判断する(テナントBは、すべての居室の各部分から主要な避難口であることが判別できないため、避難口誘導灯を設けなければならない。)。

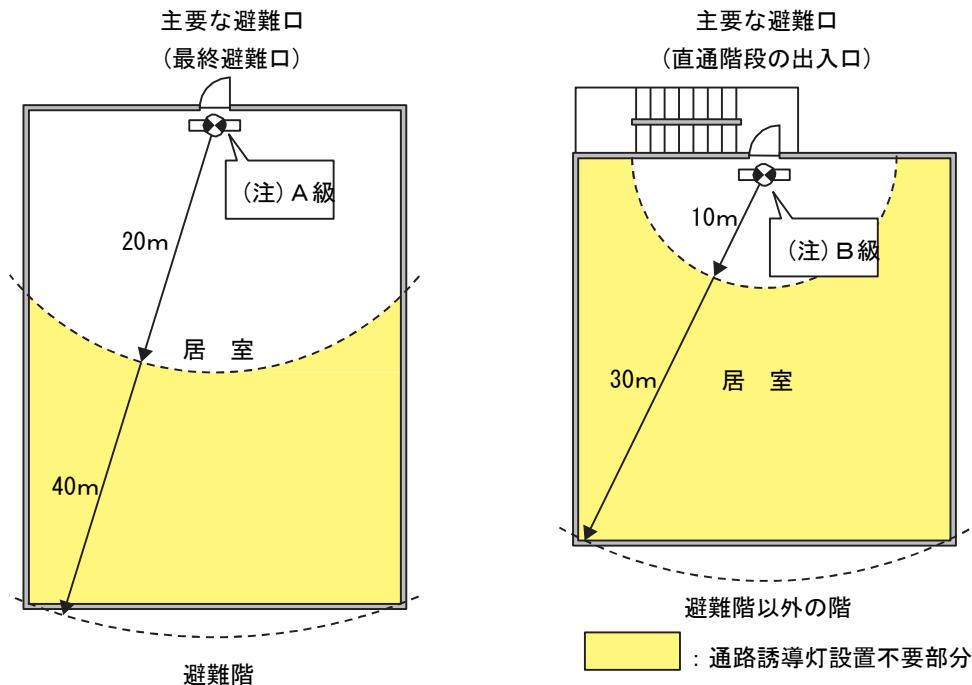
【第13-5図】

(4) 主要な避難口の部分に係る誘導灯の免除要件は、第13-6図の例によること。

(省令第28条の2第1項第1号関係)



(省令第28条の2第2項第1号関係)



(注) 通路誘導灯を免除する場合は、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要がある。

【第13-6図】

3 小規模な路面店等（省令第28条の2第1項第3号及び第2項第2号関係）

省令第28条の2第1項第3号及び第2項第2号に規定する誘導灯の設置を要しない居室（以下この項において「小規模な路面店等」という。）は、次によること。

(1) 小規模な路面店等の要件

省令第28条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号に掲げるもののほか、政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のアからウまでに該当するもの。

なお、ここでいう「居室」とは、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば設置することを要しない居室の対象となるものであること。（第13-7図参照）

ア 最終避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有すること。

なお、ここでいう「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）。（第13-8図参照）

イ 室内の各部分から、最終避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。（第13-9図参照）

ウ 高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。

(2) 高輝度蓄光式誘導標識の設置方法は、第16の2誘導標識4によること。

(誘導灯の設置免除の対象となる居室)

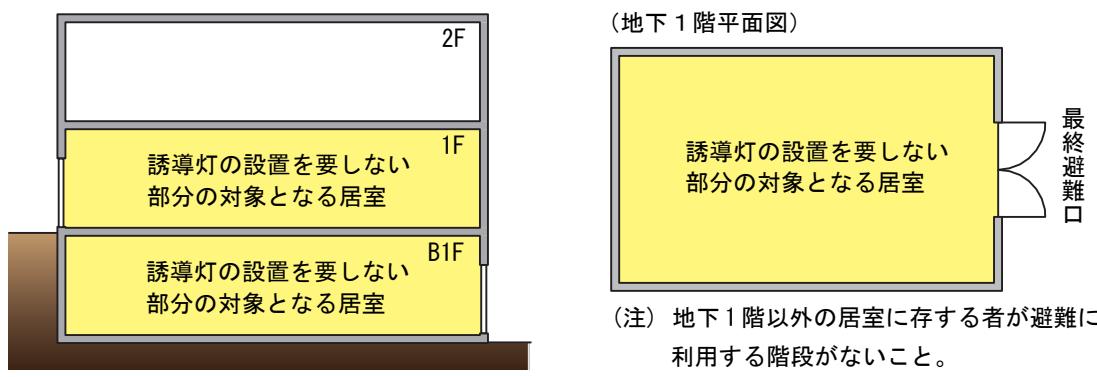


尼崎市消防用設備等審査基準

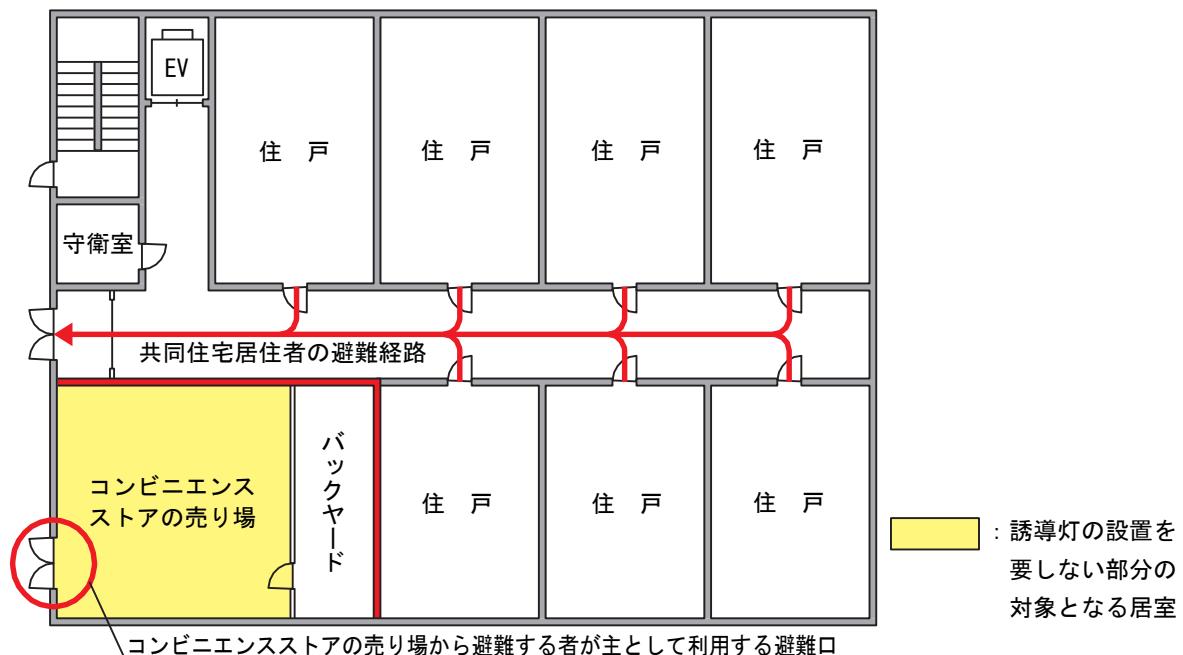
第3章 消防用設備等の設置単位

第13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

(地階に存する居室における誘導灯の設置免除の対象となる例)

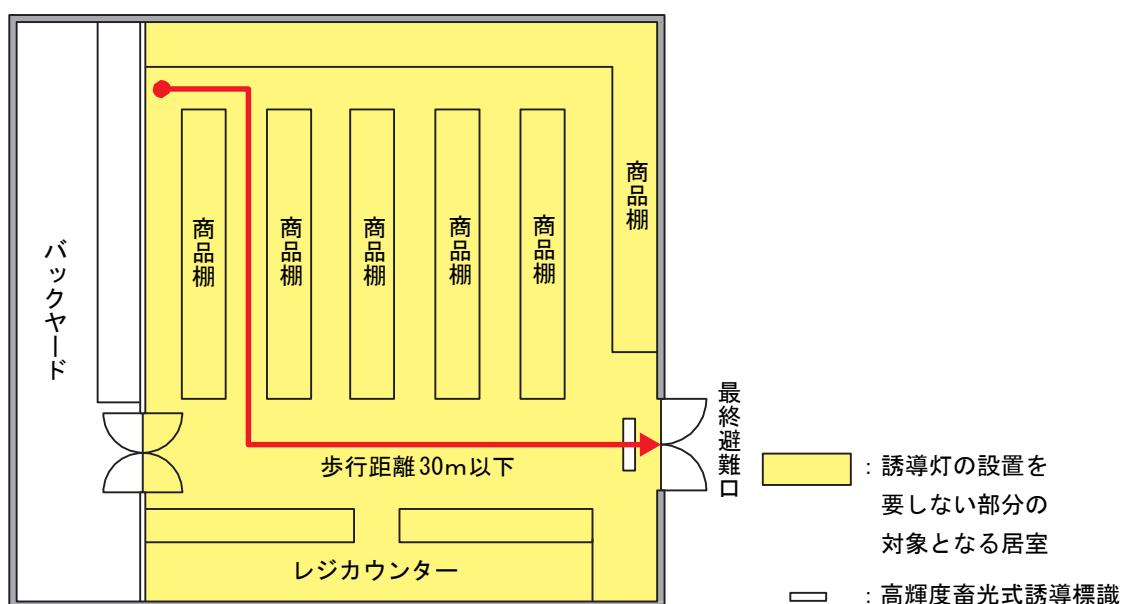


【第13-7図】



【第13-8図】

(コンビニエンスストアの例)



【第13-9図】

尼崎市消防用設備等審査基準

第3章 消防用設備等の設置単位

第13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

4 複合型居住施設等（省令第28条の2第1項第4号及び第4号の2並びに第2項第3号及び第3号の2関係）

省令第28条の2第1項第4号及び第4号の2並びに第2項第3号及び第3号の2に規定する誘導灯の設置を要しない政令別表第1(10)項イに掲げる防火対象物（以下この項において「複合型居住施設等」という。）の部分は次によること。（第13-10図参照）

(1) 設置を要しない防火対象物の部分

ア 政令別表第1(5)項口並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物（同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この項において「居住型福祉施設」という。）の用途以外の用途に供される部分が存しない防火対象物（以下この項において「複合型居住施設」という。）であって、居住型福祉施設の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。）であること。

イ 政令別表第1(5)項イ及びロ並びに居住型福祉施設の用途以外の用途に供される部分が存しない防火対象物であって、同表(5)項イ及び居住型福祉施設の用途に供される部分（以下この項において「住戸利用施設」という。）が存する階以外の階（地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。）であること。

(2) 10階以下に存する住戸利用施設の用途に供される部分が、次により区画されていること。

ア 居室を、耐火構造の壁及び床（複合型居住施設の2階以下の間に存する居住型福祉施設にあっては、準耐火構造）で区画したものであること。

なお、給水管、配電管その他の管が、当該区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めることとし、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

イ 壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料したものであること。

ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8m²以下であり、かつ、一の開口部の面積が4m²以下であること。

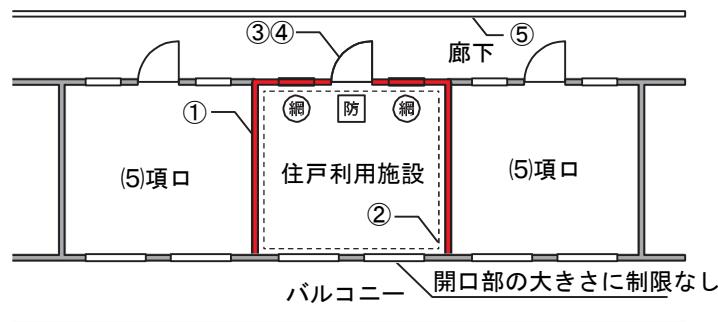
エ ウの開口部については、特定防火戸（複合型居住施設の2階以下の間に存する居住型福祉施設にあっては、防火戸。廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであって、2以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4m²以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

オ エの随時閉鎖式の特定防火戸（防火戸）を居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、当該特定防火戸（防火戸）に近接して当該通路に常時閉鎖式の特定防火戸（防火戸）が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造のものとすること。

カ 住戸利用施設の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

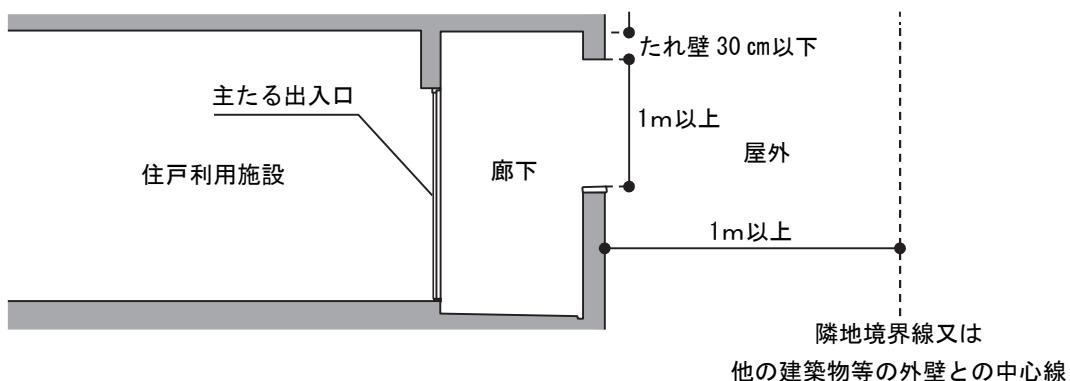
なお、ここでいう「主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面している」とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）第4第2号(4)又は(5)に定めるところによるもの、避難階において出入口が直接地上に通じている通路等が該当するものであることをいう。

尼崎市消防用設備等審査基準



- ① 住戸利用施設を耐火構造（複合型居住施設の2階以下にあっては、準耐火構造）で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ 難燃材料
- ③ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8m²以下、かつ、一の開口部の面積が4m²以下
(常時閉鎖式又は隨時閉鎖式以外の防火戸を設ける場合、主たる出入口以外で、2方向避難できる直接外気に開放されている廊下等に面し、かつ、その面積の合計が4m²以内)
- ④ ③の開口部には、常時閉鎖式又は隨時閉鎖式の特定防火戸（複合型居住施設の2階以下にあっては、防火戸。廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッター不可。）
- ⑤ 住戸利用施設の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができる。

（直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができる事例）



各階の外気に面する部分の面積>当該階の見付面積 1/3



【第13-10図】

5 階段又は傾斜路

省令第28条の2 第2項第5号に規定する階段通路誘導灯の設置を要しない階段又は傾斜路は、次によること。

(1) 設置を要しない階段又は傾斜路

政令別表第1(1)項から(16の3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、建基令第126条の4に規定する非常用の照明装置（以下「非常用の照明装置」という。）が設けられ、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができるもの（第13-11図参照）。

(2) 誘導灯の非常電源の容量を60分間とする防火対象物

誘導灯の非常電源の容量を60分間とする防火対象物の階段又は傾斜路に設ける階段通路誘導灯を非常用の照明装置で代替する場合にあっては、その予備電源を60分間作動できる容量以上とすること。

尼崎市消防用設備等審査基準

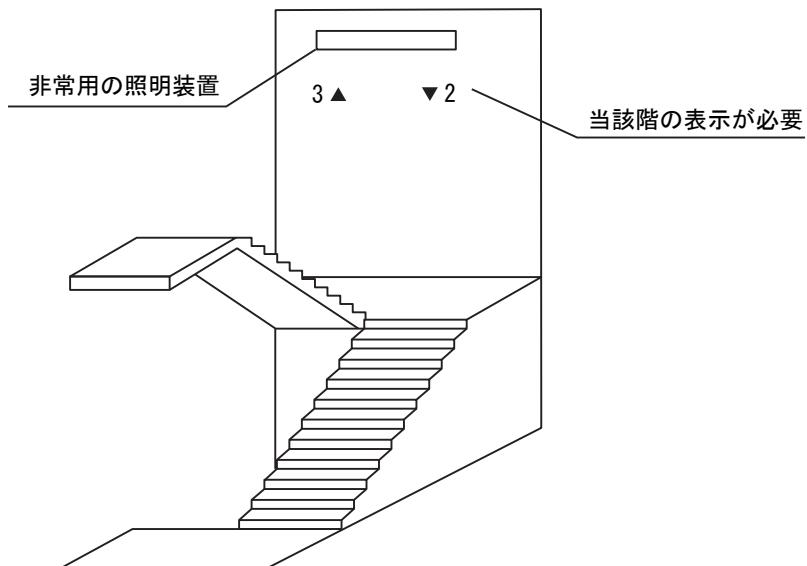
第3章 消防用設備等の設置単位

第13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

この場合における当該非常用の照明装置は、建基令第126条の5に規定する非常用の照明装置の基準（予備電源の容量に係る基準を除く。）を満たす必要があること。

ただし、高輝度蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられている非常用の照明装置にあっては、その予備電源は30分間作動できる容量以上のものであれば足りる。

(3) 高輝度蓄光式誘導標識の設置方法は、第16の2誘導標識4によること。



【第13-11図】